



# 企画趣旨

——「民事法学の火薬庫」としての運送法

## 得津 晶

2018年に改正された商法の運送法（運送・海商）について理論的な研究はまだ十分ではない。というとすでに多くの論稿が公表されている中で、先達の神経を逆なでするであろうか。それでも理論的な研究が不十分というのは、「理論」に3つの意味を込めたからである。

### 1 民法学の研究成果の摂取

第1は現在の民法理論の摂取である。その代表例が2017年民法（債権法）改正の理論的成果である。債権法改正同日成立の「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」によって法制執務・用語の問題は既に解消されたが<sup>1)</sup>、1998年の日本私法学会シンポジウム<sup>2)</sup>から始まる一連の民法学の理論的な研究成果の蓄積体としての「合意中心主義」や「新しい契約責任論」と呼ばれるモメントと、2017年民法（債権法）改正の法制審議会等で明らかになった日本の100年以上にわたる実務からの反動<sup>3)</sup>とをどのように受け止めるのかという問題はまだ消化不良である。合意中心主義となる新しい契約責任論は、契約責任の帰責構造について、債務不履行における帰責事由の判断は契約上の債務の内容・射程に帰着するとし<sup>4)</sup>、契約上の債務を当事者の合意内容

から結果債務と手段債務とに区分して<sup>5)</sup>、結果債務において債務本旨不履行が存在しても免責される帰責事由の不存在とは不可抗力であること、手段債務については帰責事由と債務不履行との判断が理論上重なり帰責事由を問う意味はないことを説く<sup>6)</sup>。だが、「反動」から改正民法415条1項但書には結果債務・手段債務の区分に関わらず免責事由としての帰責事由が残された。このことをいかに説明するのかまだ議論の余地が十分に残されている。

運送法は、結果債務と手段債務とが交錯する領域として民法学においても議論が精力的になされた<sup>7)</sup>。交錯領域では契約責任の帰責構造をどのように捉えるのかがさらに問われる。本特集では、荷受人の地位（松田真治論稿）、海上旅客運送（南健悟論稿）がこの問題を扱う。

また、不法行為法学でも近時、理論の進展がみられる。これは債権法改正において契約責任を見直す中でその比較対象としての不法行為責任も見直されたという側面もあれば、欧州における不法行為法の統合のトレンドの中で日本の不法行為法学にあったドイツ法的な不法行為法学とフランス法的な不法行為法学との相克が明確に意識され、かつ、その両者を調和する試みがなされているという側面もある<sup>8)</sup>。本特集では、荷受人の地位

1) 例えば民法危険負担に伴う平成29年改正前商法576条1項削除など。そのほか得津晶「商法典を置く意義」民商法雑誌158巻1号（2022年）3頁参照。

2) 山本敬三編『債権法改正の課題と方向（別冊NBL51号）』（商事法務、1998年）参照。

3) 山野目章夫「改正債権法の社会像」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学Ⅰ』（商事法務、2018年）5-6頁、内田貴「契約責任の将来像」潮川信久ほか編『民事責任法のフロンティア』（有斐閣、2019年）117-144頁など。

4) 森田宏樹『契約責任の帰責構造』（有斐閣、2002年）49頁、潮見佳男『新債権総論Ⅰ』（信山社、2017年）377頁。

5) 森田・前掲注4）16頁、潮見・前掲注4）157-158頁。

6) 森田・前掲注4）49-50頁、潮見・前掲注4）381頁。

7) 森田宏樹『債権法改正を深める』（有斐閣、2013年）40-59頁、森田・前掲注4）34-36頁。

8) 中原太郎「フランス不法行為法の現代的諸相」東北法学会会報33号（2015年）1-3頁、中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務、2020年）の諸論稿参照。